加古川東市民病院跡地整備事業

入 札 説 明 書

平成３０年１０月１７日

加 古 川 市

目　　次

Ⅰ　事業概要 1
1　事業名称 1
2　公共施設の管理者 1
3　本事業の目的 1
4　本事業の基本方針 1
5　事業の内容 2

Ⅱ　入札参加者に関する条件 4
1　入札参加者の構成 4
2　入札参加者の備えるべき参加資格要件 5

Ⅲ　事業者の募集及び選定に関する事項 8
1　募集及び選定方法 8
2　募集及び選定スケジュール 8

Ⅳ　入札に関する事項 9
1　入札手続き 9
2　入札参加に関する留意事項 10
3　入札予定価格 11

Ⅴ　落札者の決定 12
1　落札者の決定 12
2　審査結果の通知 12
3　審査結果等の公表 12

Ⅵ　契約に関する事項 13
1　契約手続き 13
2　事業契約の概要 13
3　契約金額 13
4　契約の保証 13
5　契約金額の内訳の公表 13

Ⅶ　提案に関する条件 14
1　立地条件等 14
2　事業者が行う業務 14
3　業務の委託等 14
4　事業者の収入 14
5　保険 14
6　市と事業者の責任分担 14

Ⅷ　入札書類 16
1　参加資格審査書類 16
2　その他関係書類 16

３　第二次審査書類 16

Ⅸ　その他 18

１　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 18

２　事業の継続が困難となった場合における措置 18

３　情報公開及び情報提供 18

４　入札手続きに関する問い合わせ 18

様式－１　入札説明書等に関する質問書

Ⅰ　事業概要

１　事業名称

加古川東市民病院跡地整備事業

２　公共施設の管理者

加古川市長　岡田 康裕

３　本事業の目的

本市では、「暮らしの安全・安心を守り、子育て世代に選ばれるまち」をめざし、加古川東市民病院の跡地活用を、平成 27 年 10 月に策定した「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のリーディング・プロジェクトの一つとして位置付けている。

この貴重な財産を有効に活用するため、本市では平成 26 年度より跡地活用の検討を行い、平成 29 年 7 月に「加古川東市民病院跡地活用計画」の策定を行った。

本事業は、東加古川公民館（以下「公民館」という。）、東加古川子育てプラザ（以下「子育てプラザ」という。）及び東消防署（以下「消防署」という。）を新築移転し、跡地全体における公共施設間の一体的・効果的な連携を図ることで、地域住民に魅力的な空間を整備することを目的としている。

４　本事業の基本方針

本事業用地において整備される施設等の基本方針は、以下のとおりとする。

・公民館、子育てプラザ、消防署の公共施設の集約や施設間の相互連携・機能補完により、導入機能がより高まる「交流」「学び」「安心」「憩い」「賑わい」の５つのキーワードをコンセプトに、誰もが気軽に利用でき、「地域に愛される開かれた空間」の創出を図る。

・この空間が地域の魅力となって、市民の定住意向につながる「いつまでも住み続けたいまち」の実現をめざす。

・公共施設の集約にあたっては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、公民館と子育てプラザの複合化及び共同利用化による土地及び空間の有効活用を最大限に図る。

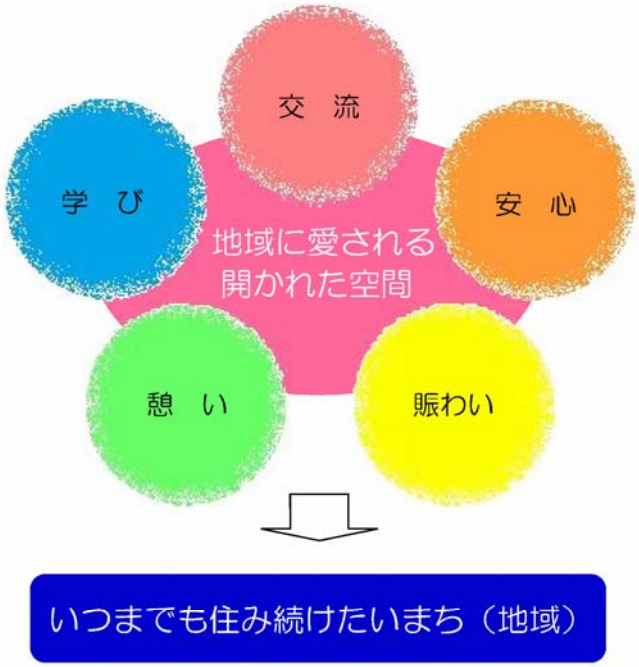

交　流	子ども同士・親同士・親子（プラザ）、世代間（公民館、プラザ）
学　び	生涯学習（公民館）、防災教育（消防署）、子育て・子育て支援（プラザ）
安　心	避難所（公民館）、災害活動拠点機能（消防署）
憩　い	共有の休憩・オープンスペースの設置（誰でも自由に過ごせる場）
賑わい	利用者ニーズの多様化に対応した多目的空間の整備（対象・利用人数の拡大）

５　事業の内容

（１）施設概要

・事業用地：加古川市平岡町一色字三ツ池 797 番 295 他
・敷地面積：約 17,190 ㎡
・導入機能：東加古川公民館、東加古川子育てプラザ、東消防署、屋外広場、駐車場等

（２）事業方式

本事業における施設の整備は設計施工一括発注方式（DB 方式（Design：設計、Build：施工））により実施するものとし、市は、本施設の設計及び施工に係る資金を調達し、本施設を所有する。

本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）のうち、落札した入札参加者（以下「落札者」という。）は、市と本事業に関する契約を締結し、本事業を実施する者（以下「事業者」という。）として、本施設の設計及び施工を行い、市に施設を引き渡す。

（３）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 34 年 3 月末日までとする。

（４）業務の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

①　設計業務

ア　事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
イ　設計業務
ウ　積算業務
エ　電波障害調査業務
オ　本事業に伴う各種申請等の業務
カ　その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

②　建設・工事監理業務

ア　建設業務
イ　工事監理業務
ウ　什器・備品等調達及び設置業務
エ　近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査等を含む）
オ　電波障害対策業務
カ　その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

（５）事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

ⅰ）	建設請負仮契約の締結：	平成 31 年 5 月頃
ⅱ）	建設請負契約の締結（議決された場合）：	平成 31 年 6 月頃
ⅲ）	設計：	平成 31 年度～平成 32 年度
ⅳ）	建設工事：	平成 32 年度～平成 33 年度
ⅴ）	竣工・引渡し：	平成 33 年 12 月末
ⅵ）	供用開始：	平成 34 年 4 月 1 日

※公民館と子育てプラザを合築した施設（以下「複合施設」という。）及び消防署は、原則、同時に供用開始となることが望ましいが、消防署については、平成 34 年 3 月末までに引き渡しすることを可とする。

Ⅱ　入札参加者に関する条件

１　入札参加者の構成

（１）入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力（入札参加資格要件）を備えた以下に定義する法人で構成されるグループとする。

入札参加者は、「コンソーシアム構成員」及び「コンソーシアム協力企業」で構成される。

コンソーシアム構成員は、市と建設請負契約を直接締結する法人で構成される。

コンソーシアム協力企業は、市と建設請負契約を直接締結しない法人で構成される。

（２）コンソーシアム構成員等の明示

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時に、コンソーシアム構成員及びコンソーシアム協力企業を明示するものとする。ただし、コンソ―シアム協力企業は、本事業を実施する上で特に重要な役割を担う業者（以下に定義する特定業務を含む）について協力企業としての明示を期待するものであり、全ての下請負工事業者等の明示を求めるものではない。

また、コンソーシアム構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる１法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

（３）構成企業による複数業務の実施

入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業が、後記２(２)①～③の参加資格要件を満たす場合は、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

（４）構成企業による複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設業務（以下「特定業務」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業になることはできない。

ただし、入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前２段の条件に抵触しない限り、入札参加者のコンソーシアム協力企業が、他の入札参加者のコンソーシアム協力企業を兼ねることは可能とする。

（５）構成企業の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、２（３）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

２　入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、加古川東市民病院跡地整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」）の委員公表日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

（１）共通の入札参加資格

①　平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

②　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。

④　公告日から落札者決定までの間に、加古川市指名停止基準に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者であること。

⑤　本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者（当該業務に関する再委託先を含む）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

・株式会社地域計画建築研究所

⑥　選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

（２）個別の参加資格要件

入札参加者のコンソーシアム構成員及びコンソーシアム協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

①　設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全て

の企業でいずれにも該当し、ウの要件は、１社以上が該当すること。

ア　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第１項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ　平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等)」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

ウ　平成 20 年４月以降に竣工した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

②　工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は、１社以上が該当すること。

ア　建築士法第 23 条第１項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ　平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等)」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

ウ　平成 20 年４月以降に竣工した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

③　建設業務を行う者

建設業務を実施する者は、施工形態が特定 JV、単体企業又は各業種からなるコンソーシアムのいずれの場合でも以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

イ　平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿（建設工事)」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

ウ　建設業法第 27 条の 23 第１項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が分担する工事に応じ次の点数以上の者であること。

・建築工事：建築一式工事の総合評定値が 750 点
・土木工事：土木工事一式工事の総合評価値が 750 点
・電気工事：電気工事の総合評定値が 600 点
・管工事：管工事の総合評定値が 600 点

（３）参加資格要件の喪失

入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

①　参加資格確認基準日から第二次審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失

ア　参加資格を喪失しなかったコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業のみで

本入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合

イ　参加資格を喪失したコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たなコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合

②　第二次審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失

ア　参加資格を喪失しなかったコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

イ　参加資格を喪失したコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たなコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

また、入札説明書の公表から落札者決定までの間に、入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業に次の行為があったときは、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

・加古川市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けること。
・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
・応募提案に虚偽の記載を行うこと。
・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

Ⅲ　事業者の募集及び選定に関する事項

１　募集及び選定方法

本事業では、施設整備の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

２　募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日　　程	スケジュール
平成 30 年 10 月 17 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 30 年 11 月５日	入札説明書等に関する質問受付締切
平成 30 年 11 月 26 日	入札説明書等に関する質問に対する回答
平成 30 年 12 月３日	入札参加資格確認書類の受付締切
平成 30 年 12 月 21 日	入札参加資格確認結果の通知
平成 31 年２月８日	入札及び提案審査書類の受付締切
平成 31 年４月上旬	落札者の決定・公表
平成 31 年５月頃	仮契約の締結
平成 31 年６月頃	事業本契約締結

Ⅳ　入札に関する事項

１　入札手続き

（１）入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

①　受付期限

平成 30 年 11 月 5 日（月）午後５時まで

②　提出先

加古川市企画部政策企画課

③　提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式－１）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

（２）入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答を平成 30 年 11 月 26 日（月）までに市ホームページにおいて公表する。

（３）参加資格審査書類、第一次審査書類の受付

入札参加者は、参加資格審査書類及び第一次審査書類（「Ⅷ入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。

①　受付期限

平成 30 年 12 月 3 日（月）午後５時まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

②　提出先

加古川市企画部政策企画課

③　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

（４）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を平成 30 年 12 月 21 日（金）までに代表企業に対して通知する。

（５）入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届（様式２－１）を加古川市企画部政策企画課に提出すること。

（６）入札（第二次審査書類の受付）

入札参加者は、第二次審査書類（「Ⅷ入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

①　入札日時

平成 31 年 2 月 8 日（金）午後４時

② 入札場所

加古川市役所 本館５階 総務部会議室

③ 入札参加者

原則として、代表企業が参加するものとする。ただし、「委任状（代表企業用）」（様式１－８）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 提出方法

持参により提出すること。

⑤ 入札及び開札の手順

入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、この際の入札価格の公表は行わない。また、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合でも、再度入札（２回目）は行わない。

（７）ヒアリング等

市は、入札参加者に対し、平成 31 年３月（予定）に提案書（「Ⅷ入札書類」に示す提案書ＩからＶをいう。以下同じ）の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

２ 入札参加に関する留意事項

（１）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

（３）入札保証金

入札保証金は、免除する。

（４）使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

（５）著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等を必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議の上で、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説

明以外の目的には使用しないものとする。

（６）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

（７）入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

（８）市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（９）入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

（10）入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
② 入札書が所定の日時までに到着しないもの
③ 一の入札に同一の入札者から２通以上の入札書が出されたもの
④ 入札書に必要な記名押印のないもの
⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
⑥ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
⑧ その他入札に関する条件に違反したもの

（11）その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

３　入札予定価格

本事業の予定価格は、2,547,333,637 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

Ⅴ　落札者の決定

１　落札者の決定

（１）審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査、入札書類第一次審査及び入札書類第二次審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示す。

（２）入札書類第二次審査のうち性能審査及び価格審査については、選定委員会が審査を行い、最優秀提案を選定する。

（３）市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

２　審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

３　審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

Ⅵ　契約に関する事項

１　契約手続き

市は落札者と、本施設の設計・施工業務に関する建設請負契約を締結する。なお、契約については、仮契約の締結後、市議会の承認をもって本契約の締結とする。

２　事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

３　契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

４　契約の保証

建設請負契約（案）を参照すること。

５　契約金額の内訳の公表

市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、見積書（様式 F-1）に示された項目及び金額とする。

Ⅶ　提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

１　立地条件等

事業用地	加古川市平岡町一色字三ツ池797番295他
敷地面積	約17,190㎡
用途地域等	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率	60％
容積率	200％
施設構成	i)　複合施設（公民館と子育てプラザを合築した施設） ii)　消防署 iii)　屋外広場 iv)　駐車場・駐輪場

２　事業者が行う業務

事業者が行う業務は、Ⅰ　５（４）業務の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

３　業務の委託等

市はコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとする。ただし、市の承諾を得た場合に限り、コンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業は、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

４　事業者の収入

市は、事業者へ施設整備に係る対価を支払う。支払方法、支払時期については、建設請負契約（案）を参照すること。

５　保険

建設請負契約（案）を参照すること。

６　市と事業者の責任分担

（１）基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスク

を低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

（２）予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、建設請負契約（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

Ⅷ　入札書類

入札参加者が市に提出する入札書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

１　参加資格審査書類

様式	
1	参加表明書　（様式１－１）
2	資格審査申請書（様式１－２）
3	設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式１－３－●）
4	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式１－４－●）
5	建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式１－５－●）
6	入札参加者構成表及び役割分担表（様式１－６）
7	委任状（構成員→代表企業）（様式１－７）
8	委任状（代表企業用）（様式１－８）

２　その他関係書類

様式	
1	入札辞退届　（様式２－１）
2	構成員等変更承諾願（様式２－２）

３　第二次審査書類

様式	
入札に関する提出書類	第二次審査書類提出書（様式Ａ－１）
	入札参加者構成表（様式Ａ－２）
	入札書（様式Ａ－３）
	要求水準書に関する確認書（様式Ａ－４）

提案書Ⅰ （実施方針･実施体制）	（様式Ｂ−表紙）
	施設整備の基本的な考え方（様式Ｂ−１）
	事業推進の課題と対応（様式Ｂ−２）
	事業実施体制（様式Ｂ−３）
提案書Ⅱ （事業計画提案書）	（様式Ｃ−表紙）
	施工計画に関する提案（様式Ｃ−１）
	工程表（様式Ｃ−２）
	リスク管理の考え方（様式Ｃ−３）
	モニタリングに関する提案（様式Ｃ−４）
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案（様式Ｃ−５）
提案書Ⅲ （施設整備提案書）	（様式Ｄ−表紙）
	敷地全体のゾーニング及び配置計画（様式Ｄ−１）
	【複合施設・屋外広場】施設計画の概要（様式Ｄ−２）
	【複合施設】安全性に関する提案（様式Ｄ−３）
	【複合施設】機能性・快適性に関する提案（様式Ｄ−４）
	【消防署】施設計画の概要（様式Ｄ−５）
	【消防署】安全性に関する提案（様式Ｄ−６）
	【消防署】機能性・快適性に関する提案（様式Ｄ−７）
	【屋外広場】安全性に関する提案（様式Ｄ−８）
	【屋外広場】機能性・快適性に関する提案（様式Ｄ−９）
	LCC（ライフサイクルコスト）の低減及び環境負荷の低減に関する提案（様式Ｄ−10）
	複合施設、消防署等の景観デザインに関する提案（様式Ｄ−11）
提案書Ⅳ （計画図面等提案書）	（Ｅ−表紙）
	面積表（様式Ｅ−１）
	仕上表（外部及び内部）（様式Ｅ−２）
	配置計画図（縮尺1/500程度）（様式Ｅ−３）
	平面図（各階）（縮尺1/200程度）（様式Ｅ−４）
	立面図（各施設２面以上）（縮尺1/300）（様式Ｅ−５）
	断面図（各施設２面以上）（縮尺1/300）（様式Ｅ−６）
	イメージスケッチ（外観及び内観）（様式Ｅ−７）
	構造計画概要（様式Ｅ−８）
	建築設備計画概要（機械・電気）（様式Ｅ−９）
	外構計画概要（屋外広場・駐車場・駐輪場等）（様式Ｅ−10）
提案書Ⅴ （価格提案書）	（様式Ｆ−表紙）
	見積書（様式Ｆ−２）
	見積内訳書（様式Ｆ−３）

Ⅸ　その他

１　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

（１）市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

（２）市から支払いを受けるまでの期間における事業実施に要する資金の調達は、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

（３）市は、国から交付税措置（地域活性化事業債等）を受けることを想定しているため、事業者は、市が行う交付税措置に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

２　事業の継続が困難となった場合における措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の具体的な措置については建設請負契約（案）において示す。

３　情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

４　入札手続きに関する問い合わせ

場　所　　加古川市企画部政策企画課
住　所　　〒675-8501
　　兵庫県加古川市加古川町北在家 2000
電　話　　079-427-9765
ＦＡＸ　　079-424-1370
Ｅ-mail　seisaku@city.kakogawa.lg.jp
加古川市ホームページアドレス
　　http://www.city.kakogawa.lg.jp/